

# 設 計 書

- 1 発 注 局 課 こども青少年局 中央児童相談所
- 2 委 託 名 養育支援ヘルパー派遣委託
- 3 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 4 履行期間(期限) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契 約 区 分 確定契約    概算契約    単価契約 (実績払)
- 6 委 託 業 務 概 要 仕様書のとおり

- 7 部 分 払
- する (12回以内)
- しない

## 部 分 払 の 基 準

業務内容	履行 予定月	数量	単位	単価	金額
養育支援ヘルパー (1回2時間当たりの単価)	4月～3月		回	4,850	
検討会議 (1回出席当たりの単価)	4月～3月		回	6,000	

※ 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

<b>委 託 代 金 額</b>		¥
内 訳	業務価格	¥
	消費税及び地方消費税相当額	¥

# 仕 様 書

## 1 事業名

横浜市養育支援ヘルパー派遣事業

## 2 委託期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 3 委託業務内容

横浜市養育支援家庭訪問事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び養育支援ヘルパーの派遣委託に関する要領（以下「委託要領」という。）に基づき、派遣対象者宅にヘルパー（以下「養育支援ヘルパー」という。）を派遣し、家事援助又は養育援助の提供を行う。

## 4 対象者

- (1) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第2号により、児童福祉司指導の措置がとられた児童及びその保護者
- (2) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第3号による措置がとられ、家庭復帰のため措置を解除又は停止された児童及びその保護者
- (3) 児童虐待を理由に、児童福祉法第33条により一時保護され、家庭復帰のため一時保護が解除された児童及びその保護者
- (4) 児童虐待等の問題を抱える家庭の児童及びその保護者
- (5) 第1号から第4号までに掲げる者に類する者

## 5 サービス内容

次に掲げる援助（以下「サービス」という。）の内容を適切に提供する。ただし、営利事業及び各種祭事等に係わるものは除く。

- (1) 家事に関する援助
  - ア 食事の準備及び後片づけ
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 居室等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買物
  - オ 関係機関との連絡
  - カ その他必要な家事援助
- (2) 育児に関する援助
  - ア 授乳・食事
  - イ おむつ交換・排泄
  - ウ 衣類の着脱
  - エ 入浴（沐浴）
  - オ 保育園等の送迎
  - カ 養育状況の確認
  - キ その他必要な育児援助

## 6 委託区域

市域のうち、養育支援ヘルパーの派遣が可能な地域とする。

## 7 派遣回数及び派遣日数

1回2時間以内のサービスを単位に1日2回までとする。日数は、児童相談所長が認める範囲とする。

## 8 提供日と時間帯

- (1) サービスを行う日は、月曜日から金曜日とする。なお閉庁日は除く。
- (2) 派遣を行う時間帯は、午前8時から午後7時までとする。
- (3) 上記以外の日時におけるサービスの実施については、事業者と協議のうえ決定することとする。

## 9 委託料

1回当たり	4,850円
検討会議1回の出席当たり	6,000円

## 10 キャンセル料

委託要領第7条第2項の連絡が派遣日の前日の午後5時までに受託事業者になかった場合に、受託者に支払う額は次のとおりとする。

派遣前日の午後5時から当日訪問出発前までに受託事業者と連絡があった場合1回当たり	800円
当日訪問出発前までに受託事業者と連絡がなく、事業所を出てしまったが訪問しなかった場合1回当たり	1,610円

## 11 受託要件

- (1) 次のア及びイに掲げる要件を満たす事業者であること。
  - ア 本事業を、適切な事業運営が確保できると認められる、介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する指定訪問介護事業所又は同等のサービスが提供できる事業者。
  - イ 次のいずれかの条件を満たす事業者であること。
    - (ア) 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること。
    - (イ) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。
    - (ウ) 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること。
- (2) 受託者の義務
  - ア 養育支援ヘルパーに対し、資質の向上、感染症等の防止及び個人情報保護のために必要な研修を実施すること。
  - イ 養育支援ヘルパーに対し、年1回以上の定期健康診断を実施し、健康管理に細心の注意を払うこと。
  - ウ 契約後速やかに同事業に係わる損害保険等の保険に加入すること。
  - エ 児童福祉に理解と熱意があり、サービスを適切に実行する能力を有する養育支援ヘルパーを確保すること。

オ 保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師、幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者を確保して、対象者についての養育支援ヘルパーからの相談に対応できるようにすること。

## 12 サービス提供方法

### (1) 養育支援ヘルパーの派遣

ア 養育支援ヘルパーは、サービスを行う際に、常に事業者が発行する身分証明書を携行し、派遣対象者宅の訪問時に必ず提示するものとする。

イ 派遣対象者宅への移動手段は、受託者が確保するものとする。

(2) 養育支援ヘルパーは、常に派遣対象者の安全の確保と事故防止に十分留意し、万一不測の事態が生じた場合は、適切な処置を行うとともに速やかに児童相談所等に報告し、指示をうけること。

(3) 養育支援ヘルパーの急病、交通機関のまひ等により、養育支援ヘルパー派遣が困難な場合は、代替の養育支援ヘルパーを派遣するなど、派遣対象者に不利益を生じさせないように努めること。

## 13 事故及び損害の責任

(1) 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

(2) 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等については、書面により速やかに当該児童相談所長へ報告しなければならない。

## 14 委託料請求と実施報告等

受託者は、養育支援ヘルパー派遣後、翌月 10 日までに次の書類をもって市長に請求するものとする。

(1) 養育支援ヘルパー派遣確認書（委託要領第 4 号様式）

(2) 養育支援ヘルパー派遣報告書（委託要領第 6 号様式）

(3) 養育支援ヘルパー派遣委託料請求書（委託要領第 7 号様式）

## 15 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、本事業委託契約に係わる個人情報取扱特記事項を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 派遣される養育支援ヘルパーについても前項と同様とし、受託者はその旨を遵守するよう指示、監督をしなければならない。

## 16 関係書類の整備

受託者は、受託業務に関する書類を整備しなければならない。

## 17 調査等

受託者は、横浜市から指示のあった場合は、受託業務についての資料提出や、求められた事項の報告に応じなければならない。